

## 米兵による女性暴行事件に関する意見書

去る 3 月 13 日、那覇市内のビジネスホテルで観光客の女性に暴行した準強姦容疑で米軍キャンプ・シュワブ所属の海軍 1 等水兵が沖縄県警那覇署に逮捕された。

抵抗できない状態にある女性に性的暴行を加える準強姦は人権を蹂躪する極めて悪質な犯罪であり、女性が宿泊先のビジネスホテルで部屋に入れず廊下で寝込んでいるところを自分の部屋に連れ込んで暴行に及ぶという蛮行に、市民、県民は恐怖を覚えるとともに激しい憤りを感じている。

沖縄は、戦後 70 年余が経過した今日においても米軍人・軍属等による事件・事故が後を絶たず、米軍構成員等による犯罪件数は、本土復帰後だけでも 5,800 件余にも上ると言われ、2012 年には本島中部で 2 人の米兵による暴行事件が発生、在日米軍は基地外での飲酒などを制限する行動指針（リバティール制度）を実行に移している（2014 年 12 月大幅緩和）にもかかわらずあとを絶たない事件・事故に米軍の綱紀粛正、再発防止などの取り組みの実効性は全く見えて来ない。

さらに、本来、安全であるはずのホテル内で起きた事件は、観光立県を目指し順調に推移する本県の観光産業にも暗い影を落とすものであり、米軍は、今回の事件により市民、県民だけでなく観光客までもが恐怖にさらされている現実を重く受け止め、明確な謝罪とともに抜本的な方策を講じ実効性のある犯罪防止策を示すべきである。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権を守る立場から、米兵による女性暴行事件に関し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

### 記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
2. 米軍人・軍属等の教育を徹底し、綱紀の粛正を図るとともに、事件の再発防止の抜本的な解決策を公表するよう求めること。
3. 被疑者の所属する組織の管理体制と責任の所在を明らかにするよう求めること。
4. 日米地位協定を見直し、抜本的に改めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 24 日  
沖 縄 市 議 会

宛 先

衆議院議長  
防衛大臣

参議院議長  
沖縄及び北方対策担当大臣

内閣総理大臣

外務大臣